

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県スタートアップ起業支援金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及びスタートアップ起業支援事業補助金交付要綱（令和5年商産第30号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この起業支援金は、沖縄県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して起業をする者に対して、起業に必要な経費の一部の支給を行うことにより、スタートアップの創出を図り、沖縄県における新たな産業の創出及び社会課題の解決を促進することを目的とする。

2 この要綱は、スタートアップ起業支援事業補助金交付要綱第6条に定める補助事業者である株式会社うむさんラボ（以下「執行団体」という。）が行う起業支援金の交付事業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(起業をする者に関する要件)

第3条 起業支援金の交付対象者は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- (1) 沖縄県に対する国の交付決定日以降、交付対象事業の完了日までに株式会社又は合同会社等（以下、「法人等」という。）の設立を行い、その代表者となる者であること。
- (2) 沖縄県内に居住又は、交付対象事業の完了日までに沖縄県内に居住する予定であること。
- (3) 法人等の登記を沖縄県内で行う者であること。
- (4) 起業をする者又は法人等の役員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(起業に関する要件)

第4条 起業支援金の交付対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当する起業とする。

- (1) 別表1に示す社会的事業の分野において、デジタル技術を活用した起業であること。また、以下に定めるアからウの全ての要件を満たす起業であること。
 - ア 起業をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）。
 - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること（事業性）。
 - ウ 起業等をする者の生産性の向上、機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。
- (2) 沖縄県内で起業をすること。
- (3) 沖縄県に対する国の交付決定日以降、交付対象事業の完了日までに起業をすること。
- (4) 公序良俗に反する起業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23

年法律第 121 号) 第 2 条において規定する風俗営業等) でないこと。

(対象経費、補助率及び補助上限額)

第 5 条 起業支援金の対象経費、補助率及び補助上限額は、別表 2 のとおりとする。

2 起業支援金の額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

(起業支援金の交付申請)

第 6 条 起業支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、起業支援金交付申請書(第 1 号様式)及び添付書類(以下「申請書」という。)を執行団体に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(起業支援金の交付決定)

第 7 条 執行団体は、申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは、起業支援金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 執行団体は、交付決定の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(起業支援金の計画変更等の承認)

第 8 条 起業支援金の交付決定を受けた者(以下「交付対象事業者」という。)は、交付対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書(第 2 号様式)を執行団体に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 補助金の交付決定額の総額の 2 割以内の配分変更

(2) 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付対象事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 交付目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 交付対象事業者は、交付対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(第 3 号様式)を執行団体に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第 9 条 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書(第 4 号様式)を執行団体に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第 10 条 交付対象事業者は、起業支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、起業支援金の交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、交付申請取下げ書（第 5 号様式）を執行団体に提出しなければならない。

(交付対象事業の公表)

第 11 条 執行団体は、交付対象事業について、事業主体名、事業名、事業概要等を公表するものとする。

(交付対象事業の遂行)

第 12 条 交付対象事業者は、起業支援金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって交付対象事業を実施しなければならない。

(交付対象事業の遂行状況の報告)

第 13 条 交付対象事業者は、執行団体が別に定めるところにより、交付対象事業等の遂行状況報告書（第 6 号様式）を執行団体に報告しなければならない。

(交付対象事業の遂行命令等)

第 14 条 執行団体は、交付対象事業者が提出する報告等により、その者の交付対象事業が起業支援金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 執行団体は、交付対象事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(交付対象事業の実績報告)

第 15 条 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は交付対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（第 7 号様式）及び添付書類を執行団体に提出しなければならない。

2 交付対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、起業支援金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(起業支援金の額の確定等)

第 16 条 執行団体は、交付対象事業の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が起業支援金の交付の決定の内容（起業支援金の計画変更の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2 執行団体は、交付対象事業者に交付すべき起業支援金の額を確定した場合において、既に

その額を超える起業支援金が交付されているときは、その超える部分の起業支援金の返還を命ずる。

- 3 起業支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、交付対象事業者は、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を執行団体に納付しなければならない。

(起業支援金の交付決定の取消し等)

第 17 条 執行団体は、交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象事業者が、本要綱に基づく執行団体の処分又は指示に違反した場合
- (2) 交付対象事業者が、起業支援金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 執行団体は、交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する起業支援金が交付されているときは、期限を付して当該起業支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 執行団体は、起業支援金の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号の場合を除き、その命令に係る起業支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 起業支援金の返還期限及び加算金の納付期限については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、交付対象事業者は、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を執行団体に納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う起業支援金の返還)

第 18 条 交付対象事業者は、起業支援金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により起業支援金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第 8 号様式）により速やかに執行団体に報告しなければならない。

2 執行団体は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、交付対象事業者は、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を執行団体に納付しなければならない。

(起業支援金の支払)

第 19 条 起業支援金は、交付すべき起業支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 交付対象事業者は、起業支援金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求

書（第9号様式）又は精算払請求書（第10号様式）を執行団体に提出しなければならない。

（産業財産権に関する届出）

第20条 交付対象事業者は、交付対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第11号様式）を執行団体に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第21条 交付対象事業者は、交付対象経費（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、起業支援金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付対象事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第12号様式）を備え管理しなければならない。

3 交付対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に取得財産等管理明細表（第13号様式）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第22条 交付対象事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、執行団体の承認を受けずに処分してはならない。

2 交付対象事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第14号様式）を執行団体に提出し、その承認を受けなければならない。

3 執行団体は、交付対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認められる場合には、その収入の全部又は一部を執行団体に納付させることができるものとする。

4 前項の規定に基づく納付の期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、交付対象事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を執行団体に納付しなければならない。

5 第1項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより交付対象事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

（成果の報告）

第23条 交付対象事業者は、交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、当該交付対象事業に係る過去1年間の事業実施状況などについて、事業実施状況等報告書（第15号様式）により執行団体に報告しなければならない。

2 執行団体は、交付対象事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、交付対象事業者に報告させることができるものとする。

(起業支援金の経理)

第 24 条 交付対象事業者は、交付対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象事業者は、交付対象事業に係る帳簿及び証拠書類を交付対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から5年間、執行団体の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第 25 条 執行団体は、起業支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(雑則)

第 26 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、執行団体が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年6月5日から改定する。

別表 1（第 4 条関係）起業支援金の交付対象とする社会的事業の分野

地域活性化関連	環境・エネルギー関連
観光、まちづくりの推進	健康、医療関連
生活の利便性向上関連	社会福祉関連
教育関連	子育て支援
Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野による地域課題の解決等	

別表 2（第 5 条関係）

区分	対象経費	補助率	補助上限額
人件費	人件費 ※ただし、交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。	2 分の 1 以内	200 万円
事業費	店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他執行団体が必要と認める経費		

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所
氏 名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり実施したいので、沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名
- 2 事業計画の概要
- 3 起業支援金の交付申請額 円
- 4 事業実施期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

<添付書類>

- ① 事業計画書（別紙1）
- ② 資金計画書（(1)～(4)全てのシート）
- ③ 住民票の原本（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
- ④ （起業する者が申請時点で沖縄県に居住していない場合）交付対象事業の完了日までに沖縄県に居住する意思が確認できる書類（別紙2）
- ⑤ 反社会的勢力ではないことの誓約書（別紙3）
- ⑥ （起業をする者が既に個人事業主として開業済みの場合）税務署に提出した開業届の写し
- ⑦ （起業をする者が既に法人を設立済みの場合）当該法人等の履歴事項全部証明書の原本（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
- ⑧ （起業をする者が別の法人等の役員に就任している場合）当該法人等の履歴事項全部証明書の原本（申請日以前3か月以内に発行されたもの）

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

3 交付対象事業の内容

事業名	
①本事業を行う動機・きっかけ・将来の展望	
(経営理念、会社・個人の強み、目標・未来像などを踏まえて記載すること)	
②本事業で解決を目指す地域の課題	
(地域が抱える課題の解決に資すること [社会性]、地域の課題に対し、解決に資するサービスの供給が十分でないこと [必要性] などについて記載すること。または Society5.0 に関連するサービスで解決する社会的課題)	
③事業の具体的内容	
(必要に応じて、製品・技術・ビジネスモデル等の特徴を示すイメージ図を添付すること)	
④本事業で得られる事業の効果	
(地域課題解決、利益面等事業の効果について記載すること)	
⑤市場性・顧客・市場規模	
(市場ニーズ、ターゲットとする顧客層、想定される市場規模について記載すること [事業性])	
⑥販売戦略や実施体制	
(製品・サービスの顧客獲得方法や実施体制、社外の協力者等について記載すること)	
⑦デジタル技術の活用	
(デジタル技術をどのように活用するのか具体的に記載すること)	

4 3か年計画

(1) 事業スケジュール

時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

5 資金計画書

(1)売上・利益等計画

申請者：

(単位：円/税抜)

		1年目 (年 月～ 年 月期)	2年目 (年 月～ 年 月期)	3年目 (年 月～ 年 月期)
①売上高		0	0	0
内 訳				
②売上原価		0	0	0
内 訳				
③売上総利益(①-②)		0	0	0
④販売管理費		0	0	0
内 訳				
⑤営業利益(③-④)		0	0	0
⑥役員含む社員数 (単位：人)		0	0	0
内 訳	役員			
	従業員			

(2)交付対象事業実施期間中の資金計画

申請者：

(単位：円/税込)

必要な資金		金額	調達の方法		金額
設備資金			自己資金		
			金融機関からの借入金		
			借入先		
	小計	0	借入先		
運転資金			その他		
			内容		
			内容		
	小計	0	起業支援金申請額		0
合計		0	合計		0

※事業実施期間（交付決定日～最長で令和8年1月31日まで）の資金計画を記載すること

※起業支援金申請額は、第1号様式の交付申請額と一致すること

(3)補助対象経費明細書

起業支援金 申請額
0

申請者：

0 0 0

経費 番号	経費区分	支払先	内容	税抜金額	消費税	税込金額	金額の算出根拠
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

※事業実施期間（交付決定日～最長で令和8年1月31日まで）の所要経費

※起業支援金申請額は、A：補助対象経費計の1/2以内（千円未満切り捨て）の金額となること

(4)補助対象経費区分別明細

申請者：

A

(単位：円/税抜)

経費区分	計画	割合
(01)人件費	0	
(02)店舗等借料	0	
(03)設備費	0	
(04)原材料費	0	
(05)借料	0	
(06)知的財産権等関連経費	0	
(07)謝金	0	
(08)旅費	0	
(09)外注費	0	
(10)委託費	0	
(11)マーケティング調査費	0	
(12)広報費	0	
(13)その他	0	
A：補助対象経費計	0	
起業支援金申請額 (Aの1/2,最大200万円)	0	

居住地に関する誓約書

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所

氏 名

印

私は、沖縄県スタートアップ起業支援金を申請するにあたり、交付対象事業の実施期間の完了日までに沖縄県内に居住することを予定していることを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

反社会的勢力ではないことの誓約書

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所

氏 名

印

私は、沖縄県スタートアップ起業支援金を申請するにあたり、下記の各項に対し誓約します。

- 1 沖縄県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。
- 2 補助金適正化法等の関係法令遵守義務及び公金による補助事業を実施するに当たって義務が生じることについて承服することを誓約します。
- 3 本事業を推進するにあたり、執行団体が指定する書類を滞りなく提出することを誓約します。

(参考)

沖縄県暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(中略)

- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所
氏 名

令和 年度沖縄県スタートアップ起業支援金計画変更承認申請書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、計画変更について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更が交付対象事業に及ぼす影響及び効果
- 5 その他

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所
氏 名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金中止（廃止）承認申請書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、交付対象事業の中止（廃止）について、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名

- 2 起業支援金使用状況
 - (1) 交付決定額
 - (2) 支出決定済額
 - (3) 返還予定額

- 3 事業中止（廃止）の年月日、期間及びその理由

- 4 事業中止（廃止）の後に講ずる措置

- 5 その他

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所
氏 名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金事故報告書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第9条の規定に基づき、交付対象事業の事故について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名

- 2 事業の進捗状況

- 3 事故発生までに要した経費

- 4 事故の内容及び原因

- 5 事故に対する措置

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所
氏 名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金交付申請取下げ書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取下げます。

記

- 1 事業名

- 2 交付決定通知書の受領年月日

- 3 交付の申請を取下げようとする理由

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

申請者住所
氏 名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金遂行状況報告書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第13条の規定に基づき、交付対象事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況（ 年 月 日現在）

2 事業に要する経費の収支状況

3 その他参考となる事項

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の職・氏名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金実績報告書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、交付対象事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の実施期間
年 月 日着手
年 月 日完了
- 3 事業の成果 別添のとおり
- 4 交付決定の額及びその精算額

交付決定額（A）	円
精算額（B）	円
差引（A－B）	円

- 5 添付書類
別紙のとおり

（備考） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の職・氏名

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、消費税額及び地方消費税額について、下記のとおり報告します。

記

	区 分	金 額
1	起業支援金の確定額	円
2	起業支援金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	円
4	補助金返還相当額（3－2）	円

添付資料

- (1) 確定通知書（写）
- (2) 消費税等仕入控除税額の確定額を確認できる書類

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の職・氏名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金概算払請求書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 金 円

交付決定額（A）	円
概算払受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A－B－C）	円

（振込口座）

金融機関名	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	

- （備考） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の職・氏名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金精算払請求書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求
します。

記

精算払請求額 金 円

額の確定額 (A)	円
概算払受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A - B - C)	円

(振込口座)

金融機関名	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の職・氏名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金産業財産権届出書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第 20 条の規定に基づき、産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）

- 2 内容

- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
 - 2 不要の文字は抹消して使うこと。

第 12 号様式（第 21 条第 2 項関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考
計	—		—		—	—	—	—	

（注） 1 対象となる取得財産等は、沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第 21 条に定める取得価格又は効用の増加額が 1 件あたり 50 万円以上のものとする。

2 財産名の欄は、研究開発に使用する機械等の場合はその名称、産業財産権の場合はその権利の種類を記入すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

第 13 号様式（第 21 条第 3 項関係）

取得財産等管理明細表（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考
計	—		—		—	—	—	—	

（注） 1 対象となる取得財産等は、沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第 21 条に定める取得価格又は効用の増加額が 1 件あたり 50 万円以上のものとする。

2 財産名の欄は、研究開発に使用する機械等の場合はその名称、産業財産権の場合はその権利の種類を記入すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の職・氏名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金財産処分承認申請書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第 22 条第 2 項の規定に基づき、取得財産の処分について、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 補助事業名

- 2 処分しようとする財産及び処分の理由
 - (1) 財産の名称
 - (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
 - (3) 金額
 - (4) 取得年月日
 - (5) 処分年月日
 - (6) 処分の理由

- 3 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
2 不要の文字は抹消して使うこと。

年 月 日

株式会社うむさんラボ
代表取締役 比屋根 隆 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の職・氏名

年度沖縄県スタートアップ起業支援金事業実施状況等報告書

沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱第 23 条第 1 項の規定に基づき、事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

(1) 事業名

(2) 事業の内容（概要）

(3) 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業実施状況（会計年度 年 月 日 ～ 年 月 日）

(1) 事業化の状況（概要）

(2) 財務状況

売上高		円
売上総利益		円
経常利益		円
従業員数	正規	人
	パート・アルバイト	人

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 不要の文字は抹消して使うこと。